

インドネシア事業競争監視委員会に対する長期専門家の派遣について

平成28年7月22日

公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、インドネシアの競争当局であるインドネシア事業競争監視委員会に対して、公正取引委員会職員1名をJICA長期専門家として派遣することとした。インドネシアでは、平成12年から競争法が施行されているが、平成20年には下請取引に関する規制を含むパートナーシップ法が施行され、平成25年にインドネシア事業競争監視委員会にパートナーシップ法に基づく監視権限が付与された。今回の長期専門家派遣は、インドネシアにおけるパートナーシップ法の効果的な執行及び競争法の執行枠組みの強化に資することを目的として実施するものである。

なお、公正取引委員会は、これまで、インドネシア事業競争監視委員会に対して、平成13年4月から平成15年3月まで、平成16年7月から平成19年7月まで、また、平成21年10月から平成24年6月までの3回にわたり、それぞれ、公正取引委員会職員1名をJICA長期専門家として派遣し、現地における技術支援を実施している。

記

- 1 派遣期間：平成28年7月25日～平成30年7月24日（予定）
- 2 派遣先機関名：インドネシア事業競争監視委員会
- 3 主な活動内容
 - ・ 下請法に関する訪日研修や現地研修
 - ・ パートナーシップ法に関するアドボカシー活動の支援
 - ・ 国際関係事案の法執行強化に関する研修

※ なお、具体的な活動内容については、今後、派遣専門家及びインドネシア事業競争監視委員会の間において、効果的な技術支援の実施に向けた議論を行った上で決定することとなっている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課 電話03-3581-1998（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/